

平成31年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	平成31年1月31日（木） 午後1時40分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己    2番 今川 芳信    3番 二月田 努    4番 間世田 恵 5番 西代 秀子    6番 岡村 勝敏    7番 中村 優志    8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟    10番 中園 真一    11番 長崎 恵里子    12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄    14番 笹峯 久雄    15番 大山 茂美    16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄    18番 常盤 信一    19番 槐島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作    主 幹 池之上 徳幸    サブリーダー 富久 亮二 主 査 瀬戸口 浩一    主 査 有村 真一    主 査 福田 智和 主 査 有村 大    主 査 山下 良太    主任主事 長友 藍子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後1時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは平成31年第1回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正等について報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので審議を求めます。
--------	--

	それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	<p>1番を報告します。届出地は、国分西小学校の北東に位置しており現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を1.4mし、周囲はL字型擁壁にするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。</p> <p>2番を報告します。届出地は、湊公民館の西に位置しており現況は畑である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmし、周囲は土留めをするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転6件、利用権設定64件、農地中間管理権の設定82件の計152件について、市長より意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、その結果を一括して事務局より報告を求めます。事務局。
事務局	はい、それでは農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）につきましてご報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、所有権移転6件、筆数6筆、面積13,492㎡、利用権設定64件、筆数105筆、面積203,460㎡、中間管理権の設定82件、筆数165筆、面積273,110㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転9件、賃借権1件の計10件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の4については、本日付けで取下げられましたので、所有権移転8件、賃借権1件の計9件について審議を求めます。また、
--------	--

	国分の1については、議事参与の関係で別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の2を2番委員。
2番委員	2番を報告いたします。申請地は国分上小川小学校の南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,845㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。また、理由書が添付されていますので事務局の方で報告をお願いします。以上です。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	〔理由書朗読〕
議長（会長）	次に、国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告いたします。申請地は、国分西児童クラブの南東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,603㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の5を16番委員。
16番委員	5番です。申請地は、上小鹿野公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,359㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の6を18番委員。
18番委員	6番を報告いたします。申請地は、朴木公民館の西側に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,055㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の7と8を7番委員。
7番委員	7番と8番は受人が同一人のためまとめて報告いたします。7番の申請地は広瀬生活改善センターの南東に位置し、現況は田である。8番の申請地は乙宮神社の南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,035㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の9を8番委員。
8番委員	9番を報告いたします。申請地は、小鹿野農村公園の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又

	は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5, 253㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の10を10番委員。
10番委員	10番を報告いたします。申請地は中原団地の南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8, 556㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、国分の1を除き全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は国分の1を除き許可することに決定いたしました。次に、国分の1を審議いたしますので、9番委員は退席をお願いします。
	〔9番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を2番委員。
2番委員	1番を報告いたします。申請地は、国分上小川小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6, 845㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての国分の1は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、国分の1は許可することに決定いたしました。9番委員は着席をお願いします。
	〔9番委員着席〕

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更3件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告します。

	申請地は国分西小学校の南東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の2を8番委員。
8番委員	2番を報告します。申請地は迫間公民館の北東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の3を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	3番を報告します。申請地は福山町堀之頭公民館の南西に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は堆肥舎、ロール置場、運動場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告いたします。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	国分の1番ですが、経営面積が373㎡で農業用倉庫は問題ないのですか。以前、耕作面積が10a以上であれば農業用倉庫を認める旨の説明を受けたことがあるのですが。今回、373㎡から33㎡を引いた340㎡の耕作で農業用倉庫は認められるのですか。
議長（会長）	はい、わかりました。経営面積が少ないですが、農業用倉庫の必要性を認めるかという質問です。申請内容等を含め事務局に聞きたいのですがお願いします。
事務局	はい、お答えします。経営面積が少ないとのことでしたが、農政畜産課からあがってきています事業計画書の中で、本人さんの耕作面積は田と畑でそれぞれ2反という記載があります。こちらは利用権設定がないようです。
2番委員	議案書では、耕作面積は373㎡としか記載がありません。私はその場所をよく通りますが、下に砂利が引いてあり、倉庫にするのだと思いますが、農業用以外の倉庫に使われる場合はどうなるのですか。農地への改善命令等出せるのですか。
事務局	この農地は、先月、田んぼから畑への利用変更届が出され、土を入れて畑として利用されています。現地も確認しましたが、その畑の後ろの方に農業用倉庫を建てるという計画で、今回用途区分変更が出されております。もし今後、異なる用途で使われる場合は、農地以外で使うということになりますので違反転用ということで指導等の対象になってくると思います。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	やみ小作で2反というのが書いてあるとのことでしたが、こちらではわかりませんよね。利用権設定するよう言うべきではないですか。373㎡に農業用倉庫を建てたら残りわずかですよね。そのような申請を受けていいのですか。他に耕作されているのであれば、農業委員会を通した貸し借りをするのが先ではないかと思いますが。
事務局	2反耕作していることが確認できませんので、利用権設定していただくよう指導いたします。
12番委員	受付の段階でそのような指導をすべきではないですか。このような少ない面積で承認することはおかしいと思います。

議長（会長）	ここで、暫時休憩いたします。
	〔休憩〕
議長（会長）	会議を再開いたします。他に質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更について、国分の1を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手なし〕
議長（会長）	はい、賛成がありませんので、不承認といたします。次に隼人の2と福山の3を審議いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更について、隼人の2と福山の3を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は国分の1を不承認、隼人の2と福山の3は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を11番委員。
11番委員	1番を報告いたします。申請地は万膳小学校の東に位置し、現況は駐車場である。転用目的は茶工場及び駐車場を建設するものである。農地区分は1種農地の農業用施設等に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が9件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を8番委員。
8番委員	1番を報告します。申請地は上野原縄文の森の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎を建設するもので、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転

	用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の2から隼人の4までを7番委員。
7番委員	<p>2番について報告します。申請地は下有川公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に3番を報告いたします。申請地は上小鹿野公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に4番を報告します。申請地は宇都山公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の5を8番委員。
8番委員	5番を報告します。申請地は新原公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎・ロール置場・放牧地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の6を2番委員。
2番委員	6番を報告します。申請地は北永野田駅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の7を17番委員。
17番委員	7番を報告します。申請地は柿木集落センターの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はクヌギ260本を植林し山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の8を11番委員。
11番委員	8番を報告します。申請地は鹿屋公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はクヌギ600本を植林し山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の9を7番委員。

7番委員	9番を報告します。申請地は霧島市水道部の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	ま調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が21件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1から3までを9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に2番を報告いたします。申請地は広瀬郵便局の東に位置し、現況は田と畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅17棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に3番を報告します。申請地は国分湊地区自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に国分の4を8番委員。
8番委員	4番を報告します。申請地は敷根東集会所の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に国分の5を2番委員。



2 番委員	5 番を報告します。申請地は国分台明寺水源地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に国分の6を9番委員。
9 番委員	6 番を報告します。申請地は国分中央郵便局の北西に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成15年頃、雑種地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。
議長(会長)	次に国分の7から11を16番委員。
1 6 番委員	<p>7番から11番まで続けて報告いたします。まず7番です。申請地は止上公民館の北に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして8番です。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟と通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に9番です。申請地は剣之宇都公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と倉庫を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に10番です。申請地は清水多目的集会施設の北西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸家1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地355.25㎡のうち64㎡を一体利用するもので、全体計画面積は414㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に11番です。申請地は国分駅の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の国分駅より500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅9棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の公衆用道路81㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,452㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に溝辺の12を3番委員。
3 番委員	12番を報告いたします。

	申請地は溝辺ふれあい温泉センターの北西に位置し、現況は駐車場である。なお、平成15年10月頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に溝辺の13を13番委員。
13番委員	13番を報告します。申請地は桑迫公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に溝辺の14を14番委員。
14番委員	14番を報告します。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の公衆用道路144㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,711㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に牧園の15を4番委員。
4番委員	15番を報告します。申請地は牧園10区公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に隼人の16と17を7番委員。
7番委員	16番を報告いたします。申請地は川尻公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に17番を報告いたします。申請地は空港自動車学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に隼人の18から21までを8番委員。
8番委員	18番から21番まで続けて報告いたします。まず、18番です。申請地は新溝公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に19を報告いたします。

	<p>申請地は日当山中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に20番です。申請地は小鹿野農村公園の南西に位置し、現況は不耕作地と田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に21番です。申請地は小鹿野農村公園の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は鉱泉地として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長(会長)	はい、2番委員。
2番委員	9番の面積超過理由書を読んでもください。
議長(会長)	事務局お願いします。
事務局	[理由書朗読]
議長(会長)	ただ今の朗読について2番委員いいですか。
2番委員	はい。倉庫は貸すのですか。
議長(会長)	事務局。
事務局	はい、自分の経営する会社に貸します。
議長(会長)	2番委員、よろしいでしょうか。
2番委員	はい。
議長(会長)	ほかにございませんか。
10番委員	はい。
議長(会長)	10番委員。
10番委員	勉強不足で事務局に聞きたいのですが、1番です。この土地が5条の一般住宅で申請されています。それと同時に利用変更届で田を畑にしたいという申出も同時に出ています。なぜ、5条のみではいけなかったのかお尋ねします。
議長(会長)	はい、事務局。
事務局	はい、まず事業の点からご説明いたします。一般住宅はおおむね500㎡ということで、分筆し今回の面積になったと思います。農地利用変更につきましては、育苗用と記載がありますので他の農地も持っていると思います。現場を確認しましたが、一段、道路面より下がっております。今回の転用で嵩上げをし、残りの農地についても利便性を考慮して嵩上げをして畑として利用するものと思われます。
議長(会長)	10番委員。
10番委員	利用変更する農地は453㎡、転用する農地も453㎡ということで、残地であれば理解しますが、これは同じ場所ではないのですか。全てを畑にするということですか。

議長(会長)	はい、事務局。
事務局	利用変更届と転用が出ている場所は同一の場所です。全部で902㎡です。単純に足し算をすればこの902㎡にはならないと思います。これは、測量の成果でございます。多少の誤差がでます。恐らくこれで分筆登記をされると思います。453㎡を一般住宅として、残りの453㎡を畑として利用したいという申請になっております。
12番委員	はい。
議長(会長)	12番委員。
12番委員	段差があるといいましたが、段差があつての一筆なののでしょうか。真ん中で切って453㎡という意味なののでしょうか。
議長(会長)	事務局。
事務局	もう一度整理をして説明いたします。この土地は、1筆902㎡の田んぼです。道路面より1.5m下がっております。この半分453㎡を1.4~5mの盛土をして一般住宅に転用し、残りの453㎡は畑として1.4m盛土して利用していきたいという内容になっております。よってこの1筆は同じ高さになると思います。半分で453㎡となるのは測量の成果で誤差がでるためです。以上です。
議長(会長)	12番委員、よろしいでしょうか。
12番委員	はい。
10番委員	はい。
議長(会長)	10番委員。
10番委員	はい、一つの面積を割ると453㎡にならないため疑問に思いましたが、理解しました。
議長(会長)	ほかにご意見、ご質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、平成31年第1回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次にその他は何かありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ないようですので、平成31年第1回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 4時00分

1番

2番

19番